

## 1 計画策定の趣旨

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題となる一方、こうした方の生活を支える重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」という。）が制定されました。

促進法の施行を受けて、国では平成29年に成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国計画」という。）を閣議決定し、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることを求めています。

本市においてもこうした状況をうけて、本市の実情に応じた成年後見制度利用促進施策をすすめるため策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

○促進法に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画としての位置づけ

促進法第14条第1項に規定に基づき、国計画を勘案し、市町村成年後見制度利用促進基本計画として定めるものです。

○第4期酒田市地域福祉計画としての位置づけ

第4期酒田市地域福祉計画と一体の計画として位置づけて進めていくものです。

## 3 酒田市の現状

## 市民アンケート結果より

○成年後見制度を知っていますか？

→制度を含めて知っている「34.2%」

○制度利用の促進のために何が重要だと思いますか？

→「制度のわかりやすい広報や周知活動による理解の浸透」  
「制度の内容や利用を相談できる専門の相談窓口の設置」

## 酒田市の後見人等の状況

○R2申立件数（家裁酒田支部管内）後見21、保佐0、補助1

○市長申立て累計件数 100（R3.6.29現在）

## 4 計画策定のための意見交換会

日時 令和3年7月27日（火）

関係団体

山形県弁護士会

成年後見センターリーガルサポート

山形県社会福祉会成年後見センターぱあとなあ山形

酒田市社会福祉協議会

相談事業所あおぞら

地域包括支援センターにいだ

酒田市手をつなぐ育成会

認知症の人と家族の会山形県支部

市（福祉課、介護保険課、まちづくり推進課）

## 主な課題

○市民だけでなく支援関係者の間でも制度の理解が進んでいない。

○ニーズが高まっている一方、受任できる人材は不足している。

○情報共有やサポートの体制が整っておらず、後見人個人に大きな負担がかかっている。

○相談があったときにどこへつなげば良いかわからない。相談できる窓口がない。

○市長申立ての流れや基準が明確でなく、申立まで時間がかかる。

○費用・報酬の問題が利用のハードルのひとつとなっている。

## 5 施策の柱（目標の実現に向けた取り組み）

以下の3つの柱について、本市をはじめ、国や県、酒田市社会福祉協議会並びに関係機関が連携して進めていきます。

## 1 市民理解の深化と受任者育成

## (1) 広報・周知

成年後見制度の利用が円滑にすすむよう、パンフレットの作成やセミナー等の開催を行い、任意後見制度等も含めた成年後見制度の普及啓発を行います。

## (2) 後見人受任者の確保・育成

市民後見人の育成や法人後見の体制強化などを通じ、後見人等受任者を確保します。また、現に後見人等を受任する親族後見人、専門職後見人、法人後見の後見活動を支援します。

## 2 地域の相談支援体制整備

## (1) 権利擁護の地域連携ネットワークの構築

支援の必要な人の早期発見と情報共有を行うとともに、支援について協議し地域として協力してあたることのできる、関係機関の地域連携ネットワークを構築します。

## (2) 成年後見支援センターの設置

本人や家族、後見人等や関係機関による相談に対応、受任者調整や後見人支援を行い、地域連携ネットワークの事務局となる専門機関を設置します。設置にあたっては、現に法人後見を実施し、相談や周知活動を行う酒田市社会福祉協議会とその在り方などについて協議を進めます。

## 3 市長申立ての実施と利用助成

## (1) 市長申立の取り扱いの明確化

親族が申し立てを行うことが困難な方のために行う市長申立について、利用しやすいよう取り扱いを明確化します。

## (2) 利用助成の実施

制度の利用が必要であるにもかかわらず、申し立てに必要な鑑定費用や後見人等報酬を負担することが困難な方に対して、費用助成を行います。